

平成26年度静岡市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 1,006床
- | | |
|-------|--------|
| 一般病床 | 1,000床 |
| 感染症病床 | 6床 |
- (2) 患者数 年間延患者数
- | | | | |
|----|----------|----|----------|
| 入院 | 302,858人 | 外来 | 497,700人 |
|----|----------|----|----------|
- 1日平均患者数
- | | | | |
|----|------|----|--------|
| 入院 | 829人 | 外来 | 2,039人 |
|----|------|----|--------|
- (3) 主要な建設改良事業
- | | |
|---------|-----------|
| 診療棟建設事業 | 451,400千円 |
| 設備改造事業 | 355,500千円 |
| 医療器械等購入 | 993,169千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	31,581,000千円
第1項 医業収益	27,767,081千円
第2項 医業外収益	3,751,919千円
第3項 特別利益	62,000千円

支 出

第1款 病院事業費用	31,581,000千円
第1項 医業費用	29,433,628千円
第2項 医業外費用	1,115,408千円
第3項 特別損失	1,029,964千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,333,245千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	1,111,755千円
第1項 企 業 債	795,900千円
第2項 出 資 金	240,900千円
第3項 固定資産売却代金	45,000千円
第4項 県 支 出 金	26,000千円
第5項 貸付金返還金	3,895千円
第6項 基金運用収入	60千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	3,445,000千円
第1項 建 設 改 良 費	1,890,778千円
第2項 貸 付 金	238,800千円
第3項 企業債償還金	1,315,362千円
第4項 基金積立金	60千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
放 射 線 治 療 室 改 修 工 事 (静岡病院)	平成27年度	490,000千円
医 療 機 器 保 守 経 費 (平成26年度購入分) (静岡病院・清水病院)	平成27～32年度	522,400千円
総 合 医 療 情 報 シ ス テ ム 導 入 費 (清水病院)	平成27～32年度	1,020,000千円
経 営 形 態 移 行 支 援 業 務 経 費 (病院経営課)	平成27年度	14,528千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
熱源機器 改修事業 (清水病院)	145,500千円	1 借入先 政府、銀行そ の他	7%以内 (ただし、利 率見直し方式	融通条件の定め のある資金につい ては、その融通条件
集中治療室等 整備事業 (清水病院)	212,700千円	2 借入方法 普通貸借又は 債券発行	で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体	により、その他の資 金については相手 方との協定による
診療棟 改造事業 (清水病院)	87,700千円	3 借入時期 平成26年度 ただし、事 業進ちよく又 は財政その他	金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該	ものとする。 ただし、財政の都 合により据置期間 及び償還期間を短 縮し、若しくは繰上 償還又は低利債に 借換をすることが できる。
医療機器 整備事業 (清水病院)	350,000千円	の都合により、 起債額の全部 又は一部を翌 年度に繰り延 べて借り入れ ることができる。	見直し後の利 率とする。)	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経
費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこ
れらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12,728,133千円

(2) 交際費 600千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

1,529,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、8,194,497千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	核医学診断用装置	一 式

平成26年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

平成26年度静岡市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 290,541戸 |
| (2) 年間総給水量 | 81,571,451m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 223,483m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |

拡張事業費・配水管布設費・施設費 6,342,596千円

静岡清水送水ルート整備事業、鎌田配水場築造工事、

上下水道局庁舎建設事業及び管網整備等

送配水管布設 12,620m

導送配水管布設替 10,975m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	10,723,000千円
第1項 営業収益	10,330,141千円
第2項 営業外収益	392,859千円

支 出

第1款 水道事業費用	10,502,000千円
第1項 営業費用	8,386,488千円
第2項 営業外費用	1,110,564千円
第3項 特別損失	1,003,948千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,675,000千円は、減債積立金1,141,889千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額451,556千円、過年度分損益勘定留保資金4,013,562千円及び当年度分損益勘定留保資金67,993千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	3,107,000千円
第1項	企 業 債	2,900,000千円
第2項	国庫（県）支出金	51,250千円
第3項	他会計支出金	34,382千円
第4項	負 担 金	121,368千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	8,782,000千円
第1項	建 設 改 良 費	6,453,709千円
第2項	企 業 債 償 還 金	2,127,291千円
第3項	投 資	200,000千円
第4項	予 備 費	1,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額 千円	年度	年割額 千円
1 資本的支出	1 建設改良費	蒲原第1浄水場 改修工事	1,058,000	26年度	0
				27年度	288,000
				28年度	371,000
				29年度	399,000
		清水区柏尾外送水管 及び配水本管布設工事	2,940,000	26年度	0
				27年度	2,400,000
28年度	540,000				

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水運用センター設置工事費	平成27年度	63,431千円
上下水道局庁舎壁面展示作成業務費	平成27年度	10,500千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	2,900,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成26年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換をすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,393,177千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第11条 藁科地区水道整備事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,481千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、67,807千円と定める。

平成26年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

平成26年度静岡市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	235,800戸
(2) 年間総処理水量	135,914,000m ³
(3) 一日平均処理水量	372,000m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備事業	10,600,070千円
下水道管渠布設等	37,280m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	下水道事業収益	23,450,000千円
第1項	営業収益	15,563,192千円
第2項	営業外収益	7,866,808千円
第3項	特別利益	20,000千円
支		出
第1款	下水道事業費用	21,360,000千円
第1項	営業費用	17,322,097千円
第2項	営業外費用	3,780,433千円
第3項	特別損失	256,470千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,478,000千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額196,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額454,368千円、過年度分損益勘定留保資金473,804千円、当年度分損益勘定留保資金5,353,778千円及び資本剰余金(受益者負担金)50千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	14,239,000千円
第1項 企 業 債	9,869,400千円
第2項 出 資 金	739,000千円
第3項 固定資産売却代金	2,500千円
第4項 国庫(県)支出金	3,133,750千円
第5項 負 担 金	494,350千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	20,717,000千円
第1項 建 設 改 良 費	10,709,950千円
第2項 企 業 債 償 還 金	10,006,000千円
第3項 受益者負担金返還金	50千円
第4項 予 備 費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道整備費	平成27年度	500,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	9,869,400千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成26年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,696,003千円

(2) 交際費 200千円

平成26年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏